

令和2年11月26日

## （仮称）新・地域の個性を生かしたまちづくり計画

～地区内パブリック・コメント実施～

各地区における個性あるまちづくりを推進するため、「共創」の理念のもと、令和3年度～7年度を計画期間とする（仮称）新・地域の個性を生かしたまちづくり計画素案がまとまりましたので、各地区にお住まいの皆さまから計画素案に対する意見をいただくため「地区内パブリック・コメント」を実施します。

### 記

#### 新計画について

##### 1 計画の概要

支所を単位とした各地区において、地区住民で組織する「計画策定懇談会」を設置し、地区の個性あるまちづくりを推進するため、令和3年度以降の5年間で地域住民が自ら取り組む内容を定めています。

##### 2 計画の特徴

- （1）共創の理念のもと、各地区で独自に計画策定懇談会を設置し、各地区における計画を作成しました。
- （2）様々な立場の方に計画策定懇談会へ参加いただき、多くの意見を取り入れる工夫を行いました。
- （3）各地区内でパブリック・コメントを実施します。
- （4）計画の推進を図るため進捗管理を十分に行います。

#### 地区内でのパブリック・コメントを実施

##### 1 実施内容

各地区の計画素案に対して、地区にお住まいの方から意見を募集します。

##### 2 各地区でパブリック・コメントを実施する理由

- ①この計画は地区住民が自ら実行する施策を掲載しています。そのため、計画作成の中心的な役割を担った計画策定懇談会メンバーのほかにも地区住民から意見を求めることで、計画の実行性を高めることをねらいとしています。
- ②地区に限らず市全体に関わる各種施策については、総合計画及び個別計画策定の際にパブリック・コメントを実施し、市民のみならず、市内へ勤務する方や在学する方、市内に事務所を有する方などから広く意見をいただいております。

##### 3 意見の提出期間

令和2年11月26日（木）から12月28日（月）

##### 4 素案の閲覧方法

- ①市ホームページ
- ②閲覧場所：地域協働課、市民情報室、各支所、茂庭・大波出張所

## **5 意見の提出方法**

①市ホームページから専用フォームで提出

②書面での提出

地域協働課、各支所、各出張所に備え付けの用紙に必要事項を記入し持参、郵送、  
FAXで提出

※任意の様式でも提出可能としますが、氏名、住所、連絡先の記入は必須

## **6 その他**

いただいたご意見とそれに対する考え方については後日公表いたします。

担当：地域協働課 地域振興係 課長 山田、 係長 菅野 電話 024-525-3731（直通）
---